

改正

平成20年 3 月31日告示第50号

平成22年 3 月31日告示第92号

平成22年 5 月19日告示第153号

平成25年 3 月29日告示第64号

平成30年 3 月20日告示第40号

令和 2 年 3 月31日告示第47号

令和 3 年 3 月31日告示第71号

令和 6 年 3 月31日告示第70号

令和 7 年 3 月31日告示第62号

令和 7 年 5 月29日告示第186号

津市工事検査要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、工事に係る請負契約の適正な履行を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の 2 第 1 項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）及び津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号。以下「規則」という。）の規定に基づき、厳正かつ的確に工事に係る検査（以下「検査」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 本市が所掌する工事（当初の設計金額が200万円以下の工事を除き、当初の設計金額が500万円以上の修繕（物品の修繕を除く。）を含む。以下この号において同じ。）及び公共団体等から依頼を受けて行う検査の対象となる工事をいう。
- (2) 事業担当部長等 工事の施行について所管する部における津市事務分掌規則（平成18年津市規則第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する部長及び同条第 6 項第 1 号に規定する担当理事、工事事務所における同条第 3 項に規定する工事事務所長並びに総合支所における津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第 1 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する総合支所長をいう。

(3) 検査員 規則第18条第1項の規定により、工事にし検査員として任命された職員をいう。

(4) 監督員 規則第18条第1項の規定により、工事にし監督員として任命された職員をいう。

(5) 受注者 規則等の規定に基づき、工事を完成するため、請負契約を締結した者をいう。

(検査の種類等)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 完成検査 工事が完成したときに、規則第36条第2項の規定により行う検査

(2) 出来高部分検査 工事の完成前に、当該工事の出来高部分について、部分払いをするために、規則第41条第1項の規定により行う検査

(3) 中間検査 工事の施行過程において、工事の一部を完成した場合にその部分を使用するために規則第38条第1項の規定により行う検査

(4) 随時検査 次に掲げる場合に行う検査

ア 工事を中止し、又は打ち切る場合

イ 事業担当部長等から検査に係る依頼があった場合

ウ 政策財務部検査担当理事又は検査員が必要があると認める場合

(検査員の任命)

第4条 規則第18条第1項の規定による検査員の任命は、政策財務部検査課に所属する職員及びその検査の対象となる工事に関係を有する課等に所属する職員のうちからこれを行う。

(政策財務部検査担当理事等の職務権限)

第5条 政策財務部検査担当理事は、上司の命を受けて検査に係る事務を掌理し、検査員を指揮監督する。

2 検査課長は、政策財務部検査担当理事を補佐して、検査に係る事務を掌理し、検査員を指揮監督する。

(検査の実施)

第6条 検査員は、政策財務部検査担当理事の指示に従い、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）及び別に定める津市工事検査基準（以下「検査基準」という。）に基づき、適正かつ厳正に検査を行わなければならない。

(検査委託の場合の措置)

第7条 市長は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定により、検査員以外の者（以下「受託検査員」という。）に委託して検査を行わせる場合においても、政策財務部検査担当理事をして規則及びこの要綱の規定を準用して当該検査に係る事務を取り扱わせるものとする。

（指示等）

第8条 政策財務部検査担当理事又は検査員は、工程表及び検査基準に基づき工事の改善を図るため、事業担当部長等若しくは事業担当課長（工事の施工について所管する課及び工事事務所における津市事務分掌規則第4条第1項第3号に規定する課長（同条第4項に規定する室長並びに同条第2項、第3項及び第7項第1号に規定する担当副参事を含む。）並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第1項第3号に規定する課長（同条第3項第1号に規定する担当副参事を含む。）以下同じ。）、監督員又は受注者に対し、設計、施工技術等について指示することができる。

2 政策財務部検査担当理事又は検査員は、検査を行うに当たり必要があると認めるときは、監督員、受注者等に対して、工事に関する説明を求め、又は検査目的物の一部の破壊その他の措置を要求することができる。

（検査実施の手続）

第9条 事業担当部長等は、検査を受けようとするときは、事業担当課長をしてその工事現場の確認をさせ、その報告に基づき検査実施依頼書兼検査実施通知書（第1号様式）に必要な事項を記載し、請負人の提出による工事完成報告書（第2号様式）、工事成績評定表（第3号様式の1）、工事成績調書（第3号様式の2）及び工事に係る写真等を添えてこれを政策財務部検査担当理事に提出しなければならない。

2 政策財務部検査担当理事は、前項の規定による提出があったときは、その検査を担当する検査員を指名し、及び当該検査の実施に係る日時等を定め、これを検査実施依頼書兼検査実施通知書により事業担当部長等に通知するものとする。

3 事業担当部長等は、前項の規定による通知を受けたときは、検査の実施に係る日時等をその工事を担当した監督員、立会人及び受注者に通知するものとする。

（検査の立会い）

第10条 検査は、その工事を担当した監督員、当該工事の担当主幹又は担当副主幹（契約金額が1億5,000万円以上の工事にあつては、担当課長）以上の職にある者及び受注者がこれに立ち会わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、第3条第4号アに規定する場合に行う随時検査には、市長が必要

と認める者を立ち合わせることができる。

(検査の実施報告等)

第11条 検査員は、検査を実施したときは、速やかに検査基準に基づき、工事成績評定表、工事成績調書、工事検査記録簿（第4号様式）及び工事に係る写真等を作成し、政策財務部検査担当理事に提出して、その実施について報告しなければならない。ただし、これらの書類等が既に提出されている場合において、政策財務部検査担当理事が特にその必要がないと認めるときは、口頭による実施報告をもってこれに代えることができる。

2 工事成績評定の基準については、別に定める。

(検査の合否判定)

第12条 政策財務部検査担当理事は、前条第1項の規定による報告があったときは、速やかにその提出に係る工事検査記録簿、工事成績評定表、工事に係る写真等及び契約書等その他関係資料に基づき、その検査の合否について判定するものとする。

2 政策財務部検査担当理事は、前項の規定による判定の結果、検査に合格したと認めるときは、その旨を検査合格通知書（第5号様式）により事業担当部長等に通知するものとする。

(手直し命令等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による判定の結果、不合格の部分があるときは、期限を定め、当該不合格の部分に係る手直し工事の施行について手直し命令書（第6号様式）により受注者に命令し、又は指示するものとする。この場合において、政策財務部検査担当理事は、当該手直し命令書の写しを事業担当部長等及び総務部長に送付するものとする。

2 事業担当部長等は、前項に規定する手直し工事が完成したときは、再検査依頼書（第7号様式）に手直し工事が完成したことを証する報告書を添えて、これを政策財務部検査担当理事に提出し、当該手直し工事について検査員による検査を受けなければならない。

(完成検査に係る報告)

第14条 政策財務部検査担当理事は、完成検査が終了したときは、検査報告書（第8号様式）に工事成績評定表を添えて、これを市長に提出し、当該完成検査の終了について報告しなければならない。

(合格証の交付)

第15条 市長は、第12条第1項の規定による判定の結果、検査に合格した工事について、当該検査の実施状況等をしんしゃくして必要があると認めるときは、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、当該各号に定める合格証を受注者に対し交付するものとする。

- (1) 完成検査 工事完成検査合格証 (第9号様式)
- (2) 出来高部分検査 工事出来高部分検査合格証 (第10号様式)
- (3) 中間検査 工事中間検査合格証 (第11号様式)
- (4) 随時検査 工事随時検査合格証 (第12号様式)

(評価結果の通知等)

第16条 市長は、第12条第1項の規定による判定の結果、完成検査に合格した工事について、別に定めるところにより評価結果を書面により受注者に通知するとともに、当該書面の写しを一般の閲覧に供するものとする。

(関係図書に基づく判定等)

第17条 政策財務部検査担当理事は、地中、水中等の外部に現れない工事で、その検査の可否の判定が困難な場合は、監督員等から工事の施工の状況等を聴取した上、記録、写真、資料その他の関係図書に基づき、当該判定を行うことができる。

(契約書等の写しの送付)

第18条 総務部長は、工事に係る請負契約が締結されたときは、直ちにその契約書等の写しを政策財務部検査担当理事に送付するものとする。

(工事成績評価表等の写しの送付)

第19条 政策財務部検査担当理事は、完成検査に関し第12条第2項の規定による通知を行ったときは、直ちに工事成績評価表等の写しを総務部長に送付するものとする。

(工事検査台帳)

第20条 政策財務部検査担当理事は、工事検査台帳 (第13号様式) を作成し、契約書等により工事の進ちょく状況を常に把握しておかなければならない。

(検査の実施状況等の報告)

第21条 政策財務部検査担当理事は、毎月10日までにその前月における検査の実施状況等について検査月報 (第14号様式) により取りまとめ、これを市長に報告しなければならない。

(検査員証等の携帯)

第22条 検査員及び受託検査員は、検査を行うときは、常に検査員にあつては検査員証 (第15号様式) を、受託検査員にあつてはその身分を示す証票を携帯し、関係人からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に合併前の津市工事検査要綱（昭和50年津市訓令第6号）、久居市工事検査要綱（昭和51年久居市訓令第5号）、芸濃町建設工事等検査規則（平成8年芸濃町規則第24号）、香良洲町建設工事検査要綱（昭和55年4月1日制定）、一志町工事検査規則（平成2年一志町規則第11号）若しくは白山町工事検査規則（昭和52年白山町規則第12号）又は解散前の久居地区広域消防組合工事検査要綱（平成10年久居地区広域消防組合訓令第4号）の規定によりなされた検査の手続その他の行為のうち、この告示の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの告示の相当規定によりなされた検査の手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月31日告示第50号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第92号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月19日告示第153号）

この告示は、平成22年5月20日から施行する。

附 則（平成25年3月26日告示第64号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日告示第40号）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第3号様式の2の規定は、この告示の施行の日以後に着手する工事について適用し、同日前に着手した工事については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日告示第47号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第71号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日告示第70号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日告示第 62 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 29 日告示第 186 号）

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 9 条関係）

第 2 号様式（第 9 条関係）

第 3 号様式の 1（第 9 条関係）

第 3 号様式の 2（第 9 条関係）

第 4 号様式（第 11 条関係）

第 5 号様式（第 12 条関係）

第 6 号様式（第 13 条関係）

第 7 号様式（第 13 条関係）

第 8 号様式（第 14 条関係）

第 9 号様式（第 15 条関係）

第 10 号様式（第 15 条関係）

第 11 号様式（第 15 条関係）

第 12 号様式（第 15 条関係）

第 13 号様式（第 20 条関係）

第 14 号様式（第 21 条関係）

第 15 号様式（第 22 条関係）

第1号様式（第9条関係）

検査実施依頼書兼検査実施通知書

(記 号 番 号)
年 月 日

(宛先) 政策財務部検査担当理事

事業担当部長等
(職 名) (氏 名)

次の工事の完成
出来高部分
中間時
検査の実施について、依頼します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 年 月 日 (進 ち ょ く 率)	年 月 日 (月 日 現在 %)
受 注 者	住所又は所在地 名 称 氏 名
監 督 員	職名 氏名
検 査 希 望 日	年 月 日
検 査 理 由 (中 間)	

事業担当課長の工事現場確認

確 認 事 項 所 見	
----------------	--

上記のとおり確認しました。
年 月 日

事業担当課長
(職 名) (氏 名)

(検 査)
(記 号 番 号)
年 月 日

事業担当部長等
(宛先) (職 名)

政策財務部検査担当理事 (氏 名)

次のとおり（検査の種類）を実施しますので通知します。

検 査 実 施 日 時	年 月 日 午 前 後 時 分 ごろ
検 査 員	職名 氏名
指 示 事 項	

第2号様式（第9条関係）

工 事 完 成 報 告 書

年 月 日

（宛先）津市長

受注者

住所又は所在地
名 称
氏 名

印

次の工事が完成しましたので報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 年 月 日	年 月 日

第3号様式の1（第9条関係）

工 事 成 績 評 定 表

工 事 名	工事							
工 事 場 所	地内							
契 約 工 期	年	月	日から	最 終 変 更	年	月	日から	
	年	月	日まで		年	月	日まで	
契 約 金 額	金	円			金	円		
完 成 年 月 日	年 月 日							
検 査 年 月 日	年 月 日							
受 注 者	住所又は所在地 名 称 氏 名							
現 場 代 理 人	氏名							
検 査 立 会 人	氏名							

事業担当課等							
監 督 員	職名	氏名					
	職名	氏名					
検 査 立 会 人	職名	氏名					

手 直 し	有 ・ 無	検査立会人					
		検査立会人					

評 定 点 合 計 （別紙工事成績調書）	点
----------------------	---

工 事 成 績 調 書

		担当課名																																									
		検査日																																									
工事番号		工事名											契約金額(最終)											円																			
受注者名		工事場所											工 期	年 月 日 ～ 年 月 日										完成年月日	年 月 日																		
考 査 項 目 ※1		監 督 員						担 当 課 長						検 査 員(出来高1)						検 査 員(出来高2)						検 査 員(完成)																	
		氏 名						氏 名						氏 名						氏 名						氏 名																	
検査項目	細 別	a	b	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点	a	a'	b	b'	c	d	e	点				
1 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																																					
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																																					
2 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10										+5.0		+2.5		0	-7.5	-15		+5.0		+2.5		0	-7.5	-15		+5.0		+2.5		0	-7.5	-15					
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10		+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																													
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10		+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																													
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																					
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0										+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20					
	II 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0										+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25					
	III 出来ばえ															+5.0		+2.5		0	-5.0			+5.0		+2.5		0	-5.0			+5.0		+2.5		0	-5.0						
4 工事特性	I 施工条件等への対応							+20～0																																			
5 創意工夫	I 創意工夫 ※2	+7.0～0																																									
6 社会性等	I 地域への貢献等							+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																															
加減点合計(1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6)		点						点						－ 点						－ 点						点																	
評定点(65点±加減点合計) ※3		① 点						② 点						③ 点						③ 点						④ 点																	
評定点計		点						部分(出来高)検査があった場合 ① 点×0.4+②						点×0.2+③						点×0.2+④						点×0.2＝ 点 ※ただし、③出来高検査が2回以上の場合は平均値とする。																	
		点						部分(出来高)検査がなかった場合 ① 点×0.4+②						点×0.2+④						点×0.4＝ 点																							
7 法令遵守等								－ 点																																			
評定点合計 ※4		点						評定点計						－ 法令遵守等						＝ 点																							
所 見		【監督員】												【担当課長】												【検査員】																	
		印												印												印																	

※1 各検査項目ごとの採点は、工事成績採点表によるものとし、検査員（完成）の評価に先立ち、担当課長が行う。
※2 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※3 6 5 点 + 1～3 の評定（加減点合計） + 4～6 の評定（加点点合計） = 評定点
各評定点①～④は小数第1位まで記入する。
※4 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

第4号様式（第11条関係）

工 事 検 査 記 録 簿

事業担当課等			整理番号	
工 事 名	工事			
工 事 場 所	地内			
設 計 金 額	当 初 金	円	変 更 後 金	円
	変 更 後 金	円	変 更 後 金	円
	変 更 後 金	円	変 更 後 金	円
契 約 金 額 及 び 変 更 年 月 日	当 初 金	円 ・ ・	変 更 後 金	円 ・ ・
	変 更 後 金	円 ・ ・	変 更 後 金	円 ・ ・
	変 更 後 金	円 ・ ・	変 更 後 金	円 ・ ・
入 札 年 月 日	年 月 日			
契 約 年 月 日	年 月 日	議 決 年 月 日	年 月 日	
工 期	当 初	年 月 日から	変 更 後	年 月 日まで
		年 月 日まで	変 更 後	年 月 日まで
	変 更 後	年 月 日まで	変 更 後	年 月 日まで
完 成 年 月 日	年 月 日			
受 注 者	住所又は所在地 名 称 氏 名			
監 督 員	職名 氏名			
	職名 氏名			
検 査 員	職名 氏名			
検 査 立 会 人	担当課立会人			
	監 督 員			
	受 注 者			

検査種類	検査年月日	合格通知発行日	支払金額（円）	出来高（％）

工 事 の 概 要

第5号様式（第12条関係）

検 査 合 格 通 知 書

（ 検査）

（記 号 番 号）

年 月 日

事業担当部長等

（宛先）（職 名）

政策財務部検査担当理事 （氏 名）

次の工事について検査の結果、契約書等のとおり施行されていることを認めます。

工 事 名		
工 事 場 所		
契 約 金 額	金	円
契 約 年 月 日	年 月 日	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
検 査 年 月 日	年 月 日	
立 会 人 氏 名	（本市）	（受注者）
検 査 員 氏 名	職名	氏名

第6号様式 (第13条関係)

手 直 し 命 令 書

(検査)

(記 号 番 号)

年 月 日

受注者

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日実施の検査の結果、次に掲げる部分が設計書等に適合しないので、手直しをするよう命令します。

工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	金		円
契 約 年 月 日	年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		
立 会 人 氏 名	(本市)	(受注者)	
検 査 員	職名		氏名
手 直 し 期 限	年 月 日		

手直しの部分、事項等

[illegible]

第7号様式（第13条関係）

再 検 査 依 頼 書

(記 号 番 号)

年 月 日

(宛先) 政策財務部検査担当理事

事業担当部長等

(職 名) (氏 名)

年 月 日付け（記号番号）の手直し命令書に基づく手直し工事が完成
しましたので、再検査を依頼します。

(課・室から依頼)

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
受 注 者	住所又は所在地
	名 称
	氏 名
手 直 し 期 限	年 月 日
手直し工事完成年月日	年 月 日
監 督 員	職名 氏名
検 査 希 望 日	月 日

第8号様式（第14条関係）

検 査 報 告 書

（記 号 番 号）

年 月 日

（宛先）津市長

政策財務部検査担当理事 （氏 名）

次の工事について検査の結果、契約書等のとおり施行されていたので報告します。

工 事 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	金 円		
契 約 年 月 日	年 月 日		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
受 注 者	住所又は所在地		
	名 称		
	氏 名		
検 査 年 月 日	年 月 日		
立 会 人	(本市)	(受注者)	
検 査 員	職名 氏名		
手 直 し 工 事	有 無		
手直し工事検査年月日	年 月 日		
手直し工事完了年月日	年 月 日		
立 会 人	(本市)	(受注者)	

第9号様式（第15条関係）

工 事 完 成 検 査 合 格 証

（記 号 番 号）

年 月 日

工 事 名

工 事 場 所

契 約 金 額 金 円

契約年月日 年 月 日

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

完成年月日 年 月 日

検査年月日 年 月 日

受 注 者

上記工事について検査の結果、契約書等のとおり施行されていることを認めます。

津市長 （氏 名） 印

第10号様式（第15条関係）

工事出来高部分検査合格証

(記 号 番 号)
年 月 日

工 事 名
契 約 金 額 金 円
契 約 年 月 日 年 月 日
今 回 支 払 金 額 金 円
着 工 年 月 日 年 月 日
完 成 予 定 年 月 日 年 月 日
検 査 箇 所 (進ちょく率 %)
検 査 年 月 日 年 月 日
受 注 者

上記の工事に係る出来高部分検査の結果、第 回出来高部分調書のとおり施行されていることを認めます。

津市長 (氏 名) 印

第 1 1 号様式（第 1 5 条関係）

工 事 中 間 検 査 合 格 証

（記 号 番 号）

年 月 日

工 事 名

工 事 場 所

契 約 金 額 金 円

契 約 年 月 日 年 月 日

工 期 年 月 日から 年 月 日まで

検 査 部 分

検 査 年 月 日 年 月 日

受 注 者

上記の工事に係る中間検査の結果、契約書等のとおり施行されていることを認めます。

津市長 （氏 名） 印

第12号様式（第15条関係）

工 事 随 時 検 査 合 格 証

（記 号 番 号）

年 月 日

工 事 名

工 事 場 所

契 約 金 額 金 円

契 約 年 月 日 年 月 日

工 期 年 月 日 から 年 月 日まで

検 査 部 分

検 査 年 月 日 年 月 日

受 注 者

上記の工事に係る随時検査の結果、契約書等のとおり施行されていることを認めます。

津市長 （氏 名） 印

第 1 3 号様式（第 2 0 条関係）

工 事 検 査 台 帳																														
整 理 番 号	工 事 名	入 札 年 月 日	設 計 金 額	当 初	契 約 金 額	当 初	議 決 の 又 は 専 決 処 日	当 初	契 約 年 月 日	当 初	工 期	当 初	受注者の 住所、名 称及び氏 名	出来高部分検査・中間 検査・随時 検査				完 成 検 査	完 成 年 月 日	事 業 担	検 査 員	摘								
		工 事 場 所		変 更 後		変 更 後		変 更		変 更		変 更 後		検 査 の	回	実 施	合 格 証		行 日	実 施 年 月 日			監 督 員	の 氏 名						
				〃		〃		〃		〃		〃								〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
				〃		〃		〃		〃		〃								〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
				〃		〃		〃		〃		〃								〃			〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		・ ・					・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
		・ ・					・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・					・ ・														
							・ ・		・ ・		・ ・ ～ ・ ・	</																		

第14号様式 (第21条関係)

検 査 月 報 (月)

[illegible]

第15号様式（第22条関係）

（表）

(番 号)	
検 査 員 証	
次の者は、津市建設工事執行規則第18条第1項に規定する工事の検査員であることを証明する。	
写真	氏 名
	所 属
	有効期限
	年 月 日
	年 月 日交付
	津市長 (氏 名) 印

（裏）

注 意 事 項	
1 本証は、検査を行うときは、常に携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示すること。	
2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。	
3 本証を紛失したときなどは、直ちに届け出て再交付を受けること。	
4 本証は、退職その他理由により不要になったときは、必ず返還すること。	